

外国語学部専門教育科目試験実施要領

平成 20 年 12 月 4 日
制 定
最近改正 令 4. 3. 3

- 第 1** 外国語学部専門教育科目の授業科目の試験（以下単に「試験」という。）の実施に関しては、大阪大学外国語学部規程及び大阪大学外国語学部履修規程に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。
- 第 2** 受講者数が 100 名を超えるクラスについては、試験監督補助者をつけるものとする。
- 第 3** 試験の開始から 20 分を超えて遅刻した者については、試験室への入室を許可しない。
- 第 4** 試験の開始から 30 分を経過するまでは、試験室からの退室を認めない。
- 第 5** 受験に際しては、必ず学生証を机上に提示させる。ただし、試験監督者が学生証の提示を要しないと判断した場合は、この限りでない。
- 第 6** 学生証を携帯していない者については、仮受験票により受験させる。仮受験票の発行は、担当事務で行う。
- 第 7** 机には、学生証（仮受験票）、筆記用具、時計以外のものを置いてはいけない。ただし、持込を許可されたテキスト等については、この限りでない。
- 第 8** 試験中の携帯電話の使用は、一切禁止する。時計の代わりとして使用することも認めない。なお、携帯電話は、アラーム及び電源を切り、鞆の中に片付けるよう指示する。
- 第 9** 固定机又は長机の教室においては、可能な限り一列おきに着席させる。

付 記

この要領は、平成 20 年 12 月 4 日から施行する。

付 記

この改正は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

付 記

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 記

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 記

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。